

議第 22 号 呉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）が令和 6 年 4 月 1 日に施行され，会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となることを踏まえ，所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

令和 6 年度以降において，会計年度任用職員に対して新たに勤勉手当を支給することから，育児休業をしている会計年度任用職員に係る勤勉手当の支給の取扱いを，任期の定めのない常勤職員のものと同ーとします。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日